

事 務 連 絡

令和 7 年 3 月 12 日

各都道府県水道行政担当部（局）殿

各国土交通大臣認可  $\left\{ \begin{array}{l} \text{水 道 事 業 者} \\ \text{水道用水供給事業者} \end{array} \right\}$  殿

国土交通省水管理・国土保全局

水道事業課水道計画指導室 専門官

「融雪出水期における防災態勢の強化について」に係る情報提供について

水道行政の推進については、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

今冬の雪害に対する防災態勢の強化については、既に「給水管の凍結及び降積雪による断水被害の防止に係る措置について」（別紙①：令和 6 年 12 月 5 日付け国土交通省水管理・国土保全局水道事業課計画指導室専門官事務連絡）をもって積雪中の事故防止対策の徹底についてお願いしたところです。

さらに、今後、融雪出水期を迎え、融雪に伴う出水による河川の氾濫及び土砂災害が発生することが懸念されることから、防災態勢の一層の強化を図るべく、この度、中央防災会議会長から「融雪出水期における防災態勢の強化について」（別紙②：令和 7 年 3 月 7 日付け中防災第 6 号）が発出され、それを受けて、国土交通事務次官から都道府県知事あて「融雪出水期における防災態勢の強化について」

（別紙③：令和 7 年 3 月 12 日付け国官運安第 166 号、国水防第 1552 号）が発出され、指定都市等の長あて（別紙④：令和 7 年 3 月 12 日付け国官運安第 167 号、国水防第 1553 号）が発出されたところです。

各通知では雪崩、河川の氾濫及び土砂災害の発生する危険箇所においては、既に危険防止の措置を講じた箇所も含めて、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の災害事例等を勘案して、重点的に巡視・点検を実施することを求めているところです。また、水道事業者等においては、河川の氾濫及び土砂災害の発生により原水濁度の上昇や取水不良、管路の折損等につながるおそれがあることから、これらについても十分な留意をお願いいたします。

貴部局及び貴事業者におかれましては、内容を確認いただいた上で適切にご判断・ご対応をいただくようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴管下の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、本件を周知いただくようお願いいたします。

以上

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

杉本 信雄 [sugimoto-n25c@mlit.go.jp](mailto:sugimoto-n25c@mlit.go.jp)

小家石 龍祐 [koyaishi-r2sn@mlit.go.jp](mailto:koyaishi-r2sn@mlit.go.jp)

TEL 代表 03-5253-8111（内線 34-433、34-439）

直通 03-5253-8819